

# 不登校対策のネットワーク構築に関する教育臨床学的研究

酒井 朗（お茶の水女子大学）

不登校問題は、時代の変遷の中で問題の定義や対応の在り方が大きく変化してきた。教育臨床の社会学が当該社会における問題の構築のされ方を相対化しつつ、実践に対して有効な概念を提示しようとする営為として構想されるものならば（酒井 2004）、不登校問題は其主要テーマの1つとなるべきであろう。

この観点からみた場合、不登校問題をめぐる最近のキーワードの1つは、「連携」や「ネットワーク」である。本発表は、この言説のもとで目指される施策とその背景を読み解くとともに、報告者自身が関わったA自治体における不登校対策の取り組みから見えてきた課題について報告する。

## 1. 不登校対策における「連携」、「ネットワーク」への注目

周知の通り、不登校対策の画期は平成4年に出された学校不適応対策調査研究協力者会議の報告書と、それに続く文部省初申局長の通達「登校拒否問題への対応について」である。この時には対策の力点は学校における取り組みの充実にあり、心の居場所としての学校の役割が強く求められた。一方、関係機関等との連携については、「特に登校拒否の程度が進み、学校の指導の限界を越えると思われる場合には、速やかに専門の関係機関に協力を求めることも必要である」と記されている。学校で対応しきれない場合の次善策として、連携やネットワークが位置づけられていたと言える。

だが、「不登校問題に関する調査研究協力者会議」が平成15年3月に出した報告では、不登校の要因や背景が多様化してきたこと、その背後には私事化や学校の相対的な位置付けの変化等の影響があることが指摘され、「この課題を教育の課題としてのみとらえて対応することに限界がある」と、学校だけでの対応の困難さが訴えられた。

そして、その対策の1つとして、「必要な学校への支援体制や関係機関との連携協力等のネットワークによる支援、家庭の協力を得るための方策等」、すなわち、「連携ネットワークによる支援」が、「不登校に対する基本的な考え方」の1つとして提起された。なお、ここで言う連携やネットワークとは、学校、教育委員会管轄下の諸機関（適応指導

教室、教育相談所など）、およびそれ以外の公立および民間機関相互の連携を意味するものと考えられる。

文部科学省は上記の方針に基づいて、平成15年度からスクーリング・サポート・ネットワーク整備事業（SSN）を開始した。この事業は、不登校児童生徒へのより一層きめ細かな支援を行うために、学校・家庭・関係機関が連携した効果的なネットワークの構築や、ひきこもりがちな不登校児童生徒やその保護者に対応するため訪問指導員制度の導入を図り、地域ぐるみのサポートシステムの整備を目指すものである。

## 2. 研究課題と方法

このように、不登校問題の対応にあたっては、私事化をはじめとする社会変容と、その下での学校教育の危機という状況把握に基づいて、個々の学校だけではなく、ネットワークによる支援への期待が高まっている。そこで本報告では、このような事態の推移に関して、以下の3点について分析、検討する。

①ネットワークの現状。そもそもどのような機関、施設が、いかなる形で結びついて不登校問題への対応にあたらろうとしているのか。

②不登校問題への対応を図る上で、連携やネットワークには、いかなる課題や可能性があるか。

③ネットワークの分析は、不登校問題や学校教育に対する理解に、いかなる示唆を与えるか。

上記の3つの問いを検討するために、以下では2つのデータを用いる。1つは、首都圏のA自治体における不登校対策ネットワークの現状に関して、筆者等が関係機関に聞き取りを行った結果である。この調査は、平成17年度に同自治体の依頼を受けて報告者自身が関わった不登校対策委員会の作業の一貫として実施したものである。調査対象は、同自治体が設置した適応指導教室、情緒障害学級、教育相談所、ならびに数校の公立小・中学校である。また、不登校対策委員会には、同自治体内にある不登校児童生徒のためのフリースクールの代表者も出席しており、同委員会内での議論等を通じて、フリースクール・NPOなどの民間団体との連携についても情報を収集した。

もう1つは、A自治体での調査から得られた知見を補強するためのもので、東京都教育相談センターがSSN事業の一環として実施した、所管内の各区市町村の適応指導教室に関する調査結果である。

### 3. A自治体におけるネットワークの現状

A自治体では、不登校に関わる支援機関として、学校以外には下記のような機関が存在している。

①教育委員会管轄：教育相談所、適応指導教室、情緒障害学級、②その他：児童館、NPO/フリースクール。また、同自治体の文書には、「教育相談総合窓口」が開設され、そこから各関係機関にケースをつなげるという機構図が描かれている。

聞き取り調査からは、こうした各関係機関の連携やネットワークの現状には下記のような種々の課題があることが浮かび上がった。

(1) 教育相談体制：同自治体では、不登校に関する相談は、教育相談所内の総合窓口が受け付けることになっている。だが、教育相談所が、平成16年度に新規に受け付けた不登校に関する相談は、小中学生で合わせて14件しかなかった。A自治体の平成16年度の不登校児童生徒数がほぼ200名であったことを踏まえると、不登校で教育相談所に相談があったのは、全体の約7%にすぎなかったことになる。

同自治体での不登校相談は、実際は適応指導教室、情緒障害学級等の支援施設が受け付けていた。生徒・保護者や学校側は、直接こうした施設に連絡していた。

#### (2) 適応指導教室と情緒障害学級の関係

A自治体では、「不登校・登校拒否」を理由にして情緒障害学級に通っている児童・生徒が多く、適応指導教室に通級している者は少ない。

この理由の1つは、適応指導教室には小学校の退職教員が配置されているのに対し、情緒障害学級は小学、中学部門に分かれ、それぞれがその校種の現職教員により運営されているためである。このため、中学生で進学を意識する場合には、学校側も情緒障害学級を保護者や生徒に勧めることとなっていた。

#### (3) 児童館、フリースクール等との連携

A自治体の場合、児童館が不登校児童生徒の居場所の1つとして機能していた。また教育委員会が把握している限りでいえばフリースクールにつながっているケースは、決して多くはなかった。

#### (4) どこにも繋がっていない児童・生徒

A自治体独自の調査によれば、いずれの相談機関、支援機関にも関わっていない不登校の児童・生徒は平成16年度には97名いた。この数字は

不登校全体の半数近くにあたる。このことから、「どこにもつながりをもっていない」不登校の児童・生徒が相当数存在することが推測された。

### 4. ネットワーク支援における課題

報告者らは、近隣の4つの自治体においてもネットワークの現状について聞き取り調査を実施した。その結果明らかになったことは、不登校の子どもの支援や問題への取り組み体制は、自治体により対応が大きく異なるということである。適応指導教室は、自治体により施設もまちまちで、プログラムも多様である。他の自治体との比較で言えば、A自治体は連携があまりとれておらず、適応指導教室の機能が小さいことが浮かび上がった。

また、東京都の調査によれば、適応指導教室の職員の多くは非常勤職員である。退職した教員が嘱託で勤めていたり、教員とは別枠の非常勤職員が支援にあたっているのが現状である。

### 5. 考察～ネットワーク分析から見えてくるもの

ネットワークの分析は、不登校問題の特質や学校教育の特質の理解に関して、いくつか示唆を与えている。

1つは、教育サービスの受理の原理についてである。学校に通う生徒には、学校において半ば自動的に教育サービスが提供される。これに対して、不登校の児童生徒は、多様な機関、施設からの支援やサービスを自分（あるいは保護者）で探さなければならない。「どこにもつながっていない」というケースが頻繁に見られるのは、この自主性・選択性原理の裏側にある問題だと言える。

また、このことを、子どもの学習権保障という点からみると、現状はその権利が保障されにくい状態にあると言える。諸外国には、様々な理由で学校にいかない子どもの学習権保障の手だてとしてホームスクーリングがあるとされている。このことと比較した場合、日本で学習権が保障されるのは、学校に通う生徒に限定される傾向が強い。このことは志水や報告者自身が指摘してきた「指導の文化」論に対比させると、大変興味深い。なぜなら、指導の文化を有する日本の学校においては、生徒は全人的な対応を受ける対象とされている。だが、学校に通わない状態にあると、そこではその反対にまったく対応が施されないケースが生じているのである。その意味で、指導の文化とは、学校という場に規定されていると言える。ネットワークが不整備な状況にある自治体では、不登校とはこの学校文化の枠外に出てしまうことになると言えるだろう。